

平成25年1月11日

特別研究員の皆様へ

独立行政法人日本学術振興会
総務部研究者養成課

復興特別所得税の源泉徴収について

特別研究員の研究奨励金は、給与所得として月毎に所得税を源泉徴収の上支給しておりますが、平成25年1月1日より「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行されることに伴い、平成25年1月支給分からは復興特別所得税も併せて源泉徴収を行います。

したがって、平成25年1月以降の研究奨励金に対する課税額は、下記のとおりとなります。

記

研究奨励金に課税される所得税額の例

研究奨励金の額は平成24年度の金額
所得税額は復興特別所得税額を含む

資格	研究奨励金	控除対象扶養親族等の数	所得税額	差し引き支給額
SPD	446,000円	0人	9,380円(20,830円)	436,620円(425,170円)
		1人	7,220円(17,070円)	438,780円(428,930円)
		2人	5,600円(13,840円)	440,400円(432,160円)
PD RPD	362,000円	0人	6,670円(13,440円)	355,330円(348,560円)
		1人	5,060円(10,210円)	356,940円(351,790円)
		2人	3,440円(7,640円)	358,560円(354,360円)
DC ※PD・RPD (学位未取得者)	200,000円	0人	2,670円(4,760円)	197,330円(195,240円)
		1人	1,050円(3,150円)	198,950円(196,850円)
		2人	0円(1,530円)	200,000円(198,470円)

- (注) 1. ()内の金額は、研究奨励金のうち、3割相当額を研究遂行経費として支給されることを希望しなかった場合の所得税額及び差し引き支給額です。
2. 研究奨励金の額は、改定されることがあります。

なお、年末調整については、所得税と復興特別所得税の合計額で行います。